

# 神戸市立多聞台小学校いじめ防止基本方針

2018.4.4

## はじめに

「いじめは、どの学校でも、どの学級にも、どの児童にも起こりうる」という基本認識に立ち、本校の児童が、楽しく心豊かな学校生活を送ることができる、いじめのない学校をつくるために、「神戸市立多聞台小学校いじめ防止基本方針」を策定した。

## いじめについて

### <定義> (「いじめ防止対策推進法」平成25年)

「いじめ」とは、本校に在籍している児童に対して、本校に在籍している等の一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じているもの。

### <基本認識> (「神戸市としてのいじめ防止等のための対策の基本的な姿勢」)

いじめは、すべての児童生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、すべての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われることが大切である。

また、すべての児童生徒がいじめを行わず、いじめを確認しながら放置することがないよう、神戸市いじめ指導三原則「するを許さず されるを責めず 第三者なし」を核とした指導を継続展開していかなければならない。

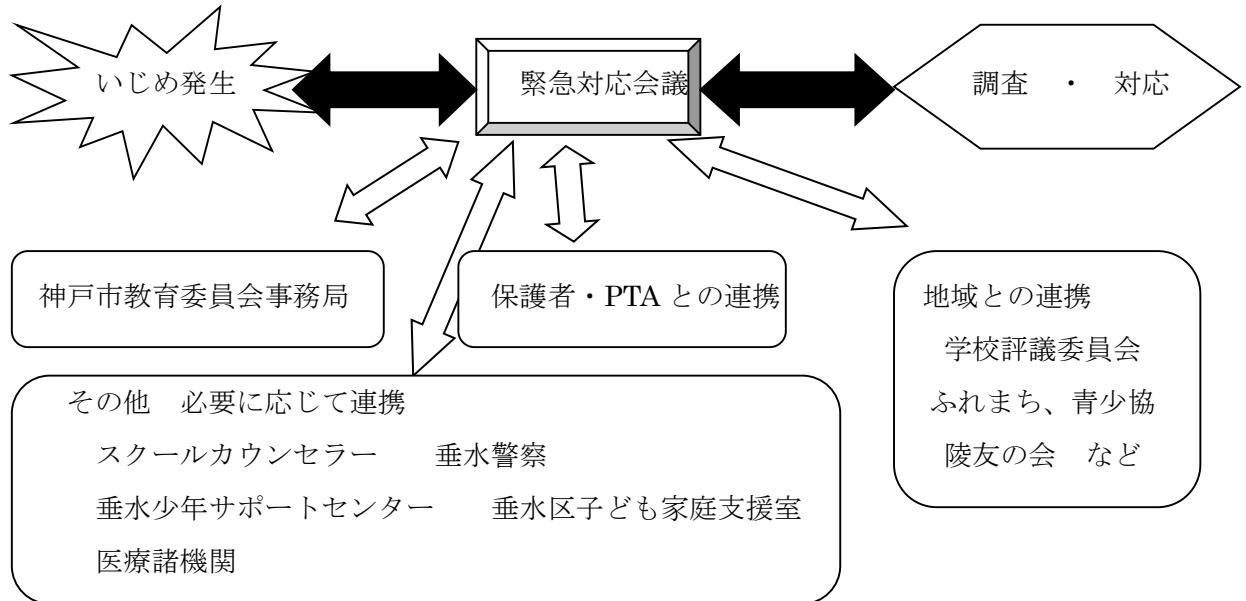
## いじめ防止のための基本的姿勢 <全職員で全児童の指導にあたる>

- 神戸市いじめ指導三原則「するを許さず されるを責めず 第三者なし」を基本にした指導を進めます。
- 年度の初めに「多聞台小学校いじめ防止基本方針」を全職員で共通理解し、児童、教職員の人権感覚を高めます。
- いじめの未然防止と早期解決にむけて保護者・地域そして関係機関との連携を深めます。
- 認め合い、助け合う「絆づくり」を目指して「学級経営」や「集団づくり」に取り組み、生命や人権に対する意識を育て、子どもの「自尊感情」を高め、「心の居場所」をつくります。

## いじめ対応組織

<いじめ問題対策委員会>

校長、教頭、生徒指導係、生徒指導推進協力員、養護、低学年担当、中学年担当、高学年担当、スクールカウンセラー



## 基本的な対応方針 未然防止・早期発見・早期対応

### いじめの未然防止

いじめの問題の根本的な解決のためには、未然防止の観点に立った取組を充実することが不可欠である。生命や人権の尊重をはじめ、倫理の成立、規範意識の醸成、自主性や協調性の育成、人間関係力の育成など、児童一人一人の豊かな心を育む様々な活動を通して、いじめを許さない、いじめを生まない風土づくりに努めることが重要である。そのためには、すべての学校において児童の人権が尊重され、それぞれの児童の自己実現につながるような教育活動が展開されなければならない。

### いじめの早期発見

いじめを許さない学校づくりを進めるとともに、日頃から丁寧に児童理解を深め、早期発見に努めることが大切である。いじめは、大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、気づきにくく判断しにくい形で行われることが多いことを認識しなければならない。さらに、児童の表情や行動の変化、出欠や遅刻等の状況の変化等、小さな兆候やサインを見逃すことなくアンテナを高く保つとともに、教職員相互が積極的に児童の情報の交換をして情報を共有することが大切である。

また、いじめの早期発見のため、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーとの連携、電話相談窓口の周知等により、児童の相談体制を整えるとともに、家庭・地域と連携して見守りを進めていかなければならない。

## 早期発見・早期対応のための措置

- ・いじめを早期に発見するため、児童に対する定期的なアンケート調査、教育相談その他の必要な措置を講じ、取組状況を把握しておく。
- ・児童及び保護者がいじめに係る相談を受け付ける体制をホームページ、カード・チラシ等の配付によって周知する。
- ・心理の専門家であるスクールカウンセラー、福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカーを配置し、児童・保護者からの相談を受ける体制の充実を図る。また、集団に対する関わりやいじめの未然防止、いじめ発生時の指導方針や保護者への情報伝達の手段、関係機関との連携について、教職員への指導助言を行う。
- ・問題解決には、いかに迅速かつ的確に初期対応を行うかが重要である。学校だけでは解決が困難な事案等に対して、学校サポートチームを常設し学校を支援する。学校サポートチームは、有識者・弁護士・医師・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー・学校支援アドバイザーや指導主事等によって構成し、学校と協力して解決に当たる体制の充実を図る。
- ・いじめの実態把握の取組状況等、各学校における定期的なアンケート調査や教育相談等のいじめ問題に係る組織的な取組状況を点検するとともに、教員向けの指導用資料やチェックリストの作成・配布などを通じ、学校におけるいじめの防止等の取組の充実を促す。

## インターネットやソーシャルメディア利用によるいじめへの対応

- ・パソコンや携帯電話、スマートフォン等の利用に関して、マナーやルールづくり等について、保護者に協力を依頼する。
- ・インターネットやソーシャルメディアの特殊性による危険性について、最新の情報を把握して児童や保護者に啓発する。
- ・情報モラル教育を積極的に進めるために、少年サポートセンターをはじめとする関係機関との連携を進める。
- ・インターネットやソーシャルメディア利用によるいじめを認知した場合は、書き込みや画像の削除等の迅速な対応を図るとともに、事案によっては警察や法務局等の関係機関と連携して対応する。

## 連携の強化

- ・より多くの大人が児童の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、神戸っ子応援団の取組を活用するなど、PTA や地域の関係団体、ふれあい懇話会等、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。
- ・いじめの防止等のための対策が関係者の連携の下に適切に行われるよう関係機関、学校、家庭、地域社会及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援その他必要な体制を整備する。

- ・いじめを受けた児童といじめを行った児童が同じ学校に在籍していない場合であっても、学校がいじめを受けた児童又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童に対する指導又はその保護者に対する助言を適切に行うことができるようにするため、学校相互間の連携協力体制を整備する。

### **教職員が児童生徒と接する時間の確保**

- ・教職員が児童と向き合い、保護者、地域住民、関係機関等との連携を図りつつ、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、いじめに適切に対応できる学校指導体制の整備を推進するとともに、事務機能の強化など学校マネジメントを担う体制の整備を図るなど、学校運営の改善を支援する。
- ・学校評価においていじめの問題を取り扱うに当たっては、学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に必ず位置づけるよう指導を行う。

### **特別な支援を必要とする児童への配慮**

特別支援学級に在籍する児童、もしくは通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする児童に対する「いじめ」の未然防止・早期発見・早期対応には十分に配慮する。また、個々の児童を尊重する教育の推進のため、特別支援学級と通常学級との交流を進める。

### **特別な配慮を必要とする児童への配慮**

特に配慮を要する児童がいじめを受けることなく、充実した学校生活を送ることができるよう、正しい理解を深めていくための研修や、学校として必要な対応ができるよう支援する。

- ①海外から帰国した児童・外国人の児童・国際結婚の保護者をもつなど外国につながる児童
- ②性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童
- ③各地で災害や事故等により被災した児童や避難をしている児童
- ④特別な事情があり、親元を離れて生活をする児童


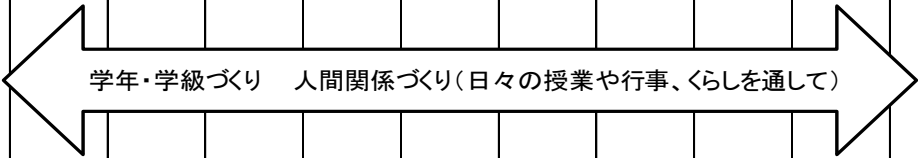
### **重大事態への対処**

- ・重大事態が発生した際は、教育委員会事務局に迅速に報告する。
- ・状況に応じて教育委員会事務局の指示のもと、第三者からなる組織を設け調査する。
- ・重大事態が発生したことを真摯に受け止め、事実関係を把握し調査委員会に速やかに提出する。
- ・いじめを受けた児童及び保護者に対しては、正確、ていねいに状況を説明する。

## その他

- ・いじめ撲滅小中連絡会議（中学校校区単位）に参加し、1中3小が連携して広域活動を行うことにより地域への啓発を行うとともに、いじめの早期発見。早期対応に努める。
- ・学校評価においては、毎年度の取組について、児童・保護者からアンケート調査、教職員の評価を行い、その結果を公表し、次年度の取組の改善に生かす。
- ・この基本方針は本校の状況に応じて、多聞台小学校いじめ問題対策委員会において点検・見直しをし、適切に改訂を行う。

## 年間計画

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
未然防止に向けた取組	 学年・学級 人間関係づくり		 学年・学級づくり 人間関係づくり(日々の授業や行事、くらしを通して)									
早期発見に向けた取組			児童アンケート					児童アンケート	保護者アンケート		児童アンケート	
対応チーム・職員等	基本方針、指導計画に関する研修	児童理解研修 学級経営研修		学校評議員会 自己評価	生徒指導関係研修				学校評議員会 自己評価			学校評議員会 学校評価 次年度引継